# 奈良県自転車条例

奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

## 自転車保険への加入が





# 竞務と恋りました !

#### Q 自転車保険とは?

個人賠償責任保険など、自転車運転中に相手へケガを負わせた際に賠償できる保険です。

#### Q なぜ義務化されたの?

自転車事故の被害者救済や加害者の経済的負担の 軽減を図るためです。

## 《令和2年4月1日から》

# 自転車事故の高額賠償事例 9,521万円

<mark>※平成25年7月神戸地方裁判所</mark>

すでに加入している かもしれません

はい

## 自 転 車 保 険 に加入しているか

チェックシートで確認してみましょう!



自転車で事故をした場合に相手方に賠償する保険に加入していますか?

※ 点検整備をした自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。

→ わからない



自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか?

はい

わからない



共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険等)のいずれかに加入していますか?

はい

→ わからない

いいえ

自転車損害賠償責任保険等に相当する補償が基本補償 または特約としてついていますか?

はい

▶ わからない

▶ いいえ

すでに自転車損害賠償責任保険に 加入しています。 加入している保険会社に補償内容を 確認してください。 未加人です! 自転車損害賠償責任保険等への 加入が必要です。

自転車保険について詳しくは

奈良県 自転車条例



(条例に関するお問い合わせ)

・奈良県 安全・安心まちづくり推進課 自転車条例総合窓口 TEL 0742-27-7013(平日9時~17時)

#### Q ヘルメットは着用した方がいいの?

高齢者(65歳以上)の方は自転車乗用中のヘルメットの着用が

努力義務となりました!

●自転車乗用中死者の致命傷は

題部 4% 腹部 4% 全損 11% 全損 11% 窒息・溺死等 15% 胸部 22% 胸部 22% (平成 2 6年~平成 3 0年)

自転車事故により亡くなられる方の多くは 頭部損傷が原因となっています。 自身の命を守るためにも、

ヘルメットを着用するようにしましょう。





### 自転車安全利用五則



1 自転車は<mark>車道</mark>が原則、歩道は<mark>例外</mark>



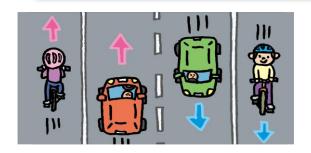
歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



5 子どもはヘルメットを着用



2 車道は左側を通行



- 4 安全ルールを守る
- ●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ●夜間はライトを点灯
- ●交差点での信号遵守と一時停止・安全確認





自転車の点検も 忘れずにしましょう